

資料10

各課題に対する取組の資料

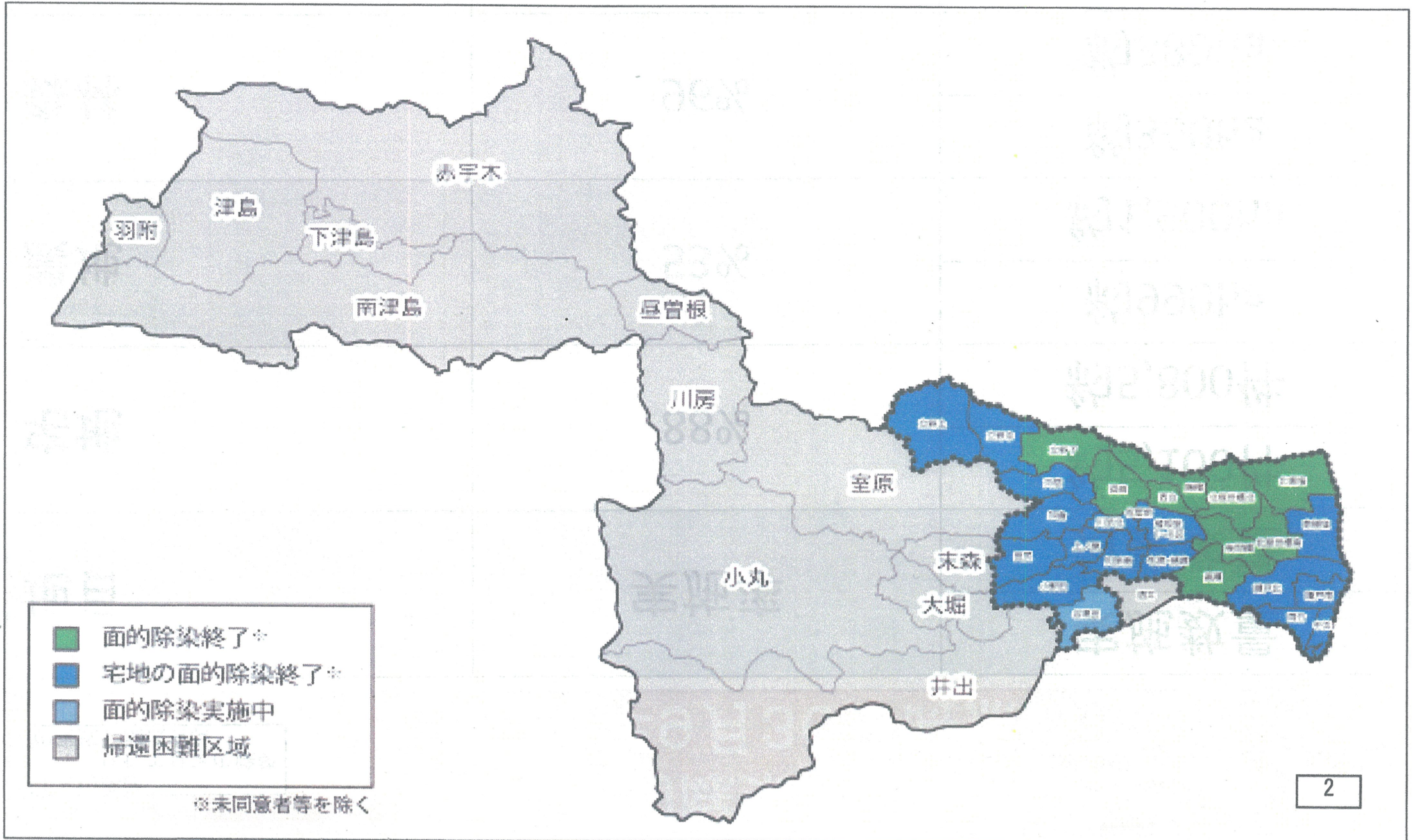
番号	課題	分類番号	分類	課題番号	項目	ページ
1	1 6の課題	1	除染	1	居住エリアの除染の実施	1-3
2	"	"	"	2	追加的な除染等の実施	4
3	"	"	"	3	長期目標1ミリシーベルトに向けた継続的取組	5-6
4	"	"	"	4	帰還困難区域の除染計画の策定	7-9
5	"	"	"	5	廃棄物の減容化の検討	10
6	"	2	インフラ整備	6	上水道の確実な復旧	11
7	"	"	"	7	下水道の確実な復旧	12
8	"	"	"	8	JR常磐線の全線復旧に向けた継続的取組	13-14
9	"	3	生活環境整備	9	医療施設及び医療従事者の確保	15
10	"	"	"	10	介護サービスの段階的環境整備	16-17
11	"	"	"	11	買い物ができる環境の整備	18
12	"	"	"	12	事業者再開支援	19-22
13	"	"	"	13	郵便再開	資料なし
14	"	"	"	14	原子力災害に対応した安全確保体制の整備	23
15	"	4	放射線対策	15	モニタリング体制整備	24-30
16	"	"	"	16	放射線相談窓口の設置	31-34
17	継続取組課題	1	除染	(1)	農地	資料なし
18	"	"	"	(2)	大柿ダム	35
19	"	"	"	(3)	森林	36-43
20	"	2	生活環境整備	(1)	産業創出	44-50
21	"	"	"	(2)	農業再開	51-52
22	"	"	"	(3)	水産業再開	53
23	"	"	"	(4)	住宅整備	54-57
24	"	"	"	(5)	買い物・交流の場の確保	58-59
25	"	"	"	(6)	生活交通の整備	60
26	"	"	"	(7)	医療体制の整備	61-67
27	"	"	"	(8)	介護体制の整備	68-73
28	"	"	"	(9)	教育環境の整備	74-80

浪江町内面的除染の進捗状況 (平成28年9月30日時点)

地目	実施率	実施数量
		対象数量
宅地	88%	約5,100件
		約5,800件
農地	53%	約990ha
		約1,900ha
森林	96%	約360ha
		約380ha
道路	81%	約190ha
		約240ha

浪江町内面的除染の進捗状況図 (平成28年9月30日時点)

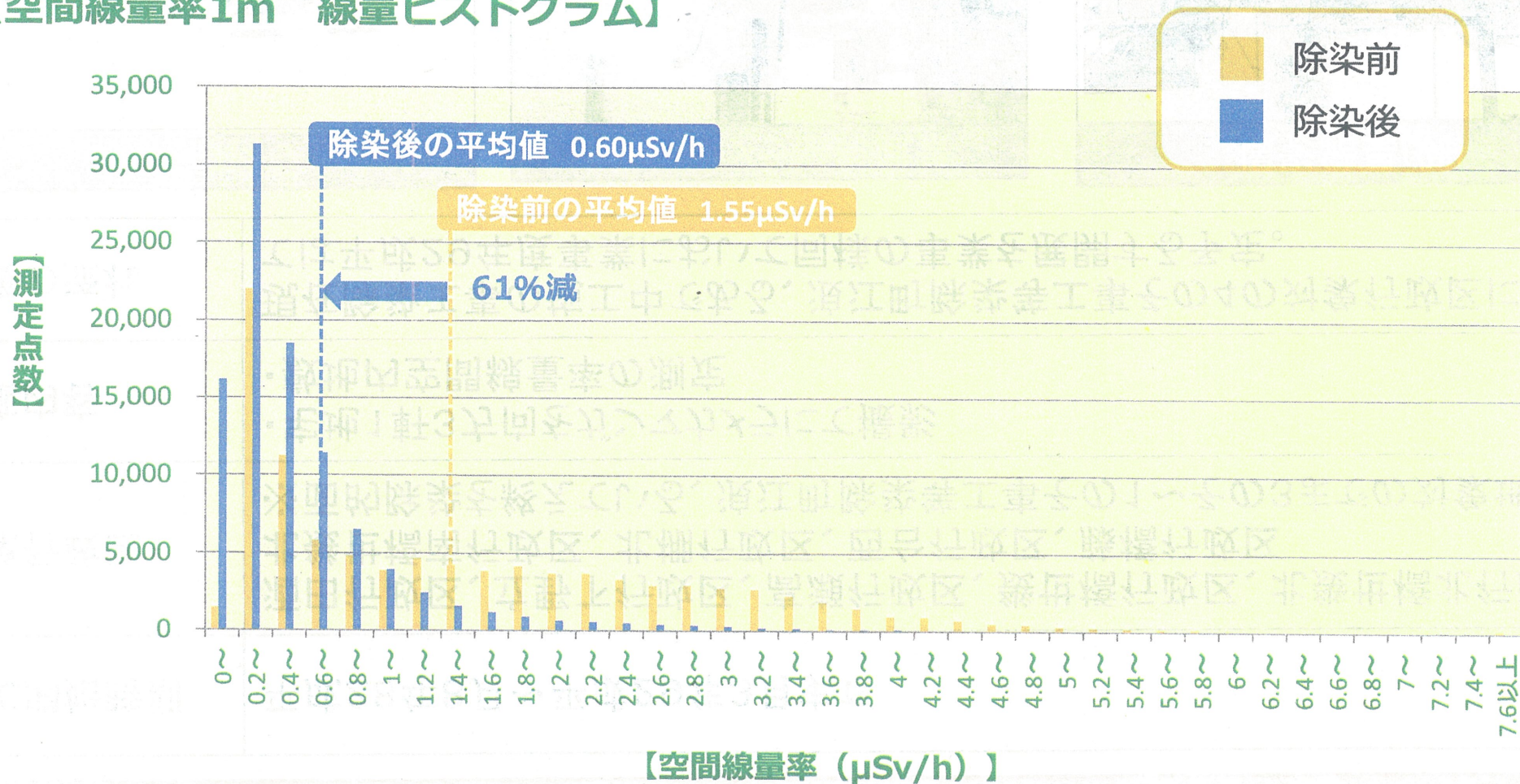
真珠



除染の効果 ～線量ヒストグラム～ (平成28年9月30日時点)

- 対象地域全体で、空間線量率1mが平均61%低減しました。

【空間線量率1m 線量ヒストグラム】



※データは確定前の速報値ですので、後日修正されることがあります
 ※放射線量は、除染作業の前後で測定したものであり、その後の自然減衰等は含まれていません
 ※大地（大気を含む）の自然放射性核種からの放射線（福島県平均約0.04μSv/h）の影響も含まれている。
 参考文献：新版 生活環境放射線（国民線量の算定）＜H23年12月 第2版＞

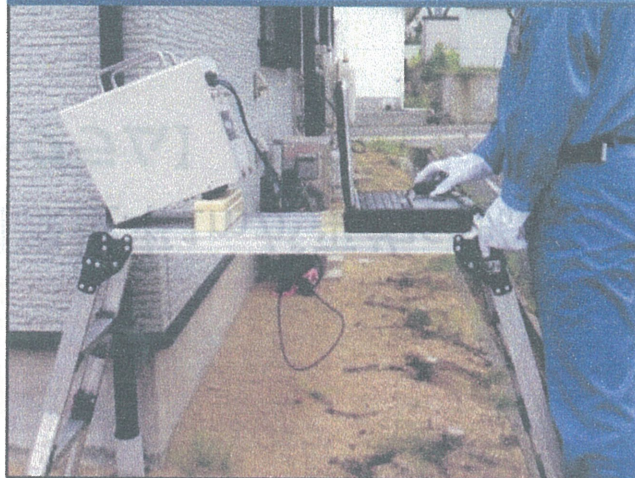
浪江町ガンマカメラ撮影委託事業の概要

施工開始時期	平成28年8月～平成29年3月まで
対象行政区	酒田行政区、立野下行政区、高瀬行政区、幾世橋行政区、北幾世橋北行政区、北幾世橋南行政区、北棚行政区、西台行政区、藤橋行政区 ※面的除染を終えている、浪江町除染等工事その1～その3までの対象地区。
実施内容	・宅地1軒3方向をガンマカメラにて撮影 ・敷地内空間線量率の測定
今後の流れ	現在除染工事の施工中である、浪江町除染等工事その4の対象行政区については平成29年度事業において同様の事業を展開する予定。

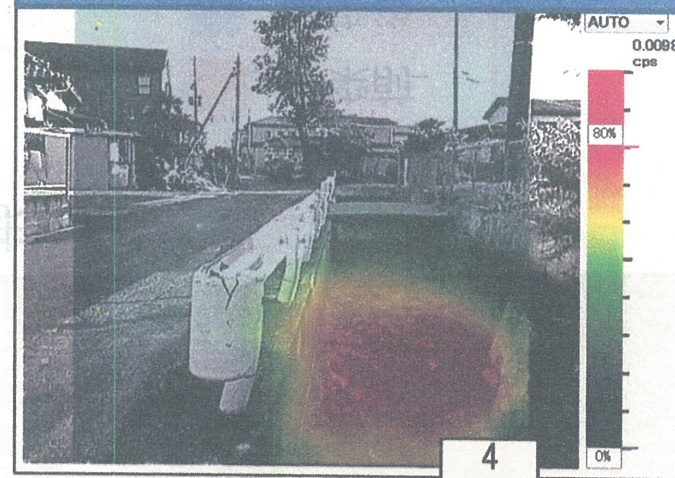
ガンマカメラ



ガンマカメラ撮影風景



撮影結果(例)



浪江町の復興に向けた取組について

平成28年6-7月

内閣府原子力災害現地対策本部
内閣府原子力被災者生活支援チーム

①緊急時被ばく状況
～原発事故や核テロなどで
緊急の対策が必要な時期～

②現存被ばく状況
～事故後、長期にわたって回
復・復旧を目指す時期～

③計画被ばく状況
～原発等で放射線源を計画的
に導入・運用している時期～

||

100mSv

国際的な合意では、
放射線による発がんの
リスクは、100mSv以下
の被ばく線量では、他の
要因による発がんの影
響によって隠れてしま
うほど小さいため、放射線
による発がんリスクの明ら
かな増加を証明するこ
とは難しいとされる。

【ICRP】
年間又は1回の被ばく
で20～100mSvの範
囲で、状況に応じて適
切な「参考レベル※1」を
設定し、防護対策の計
画・実施の目安とする。

【我が国】
20mSv以下で避難指示解除

【我が国】
20mSv以上で避難指
示（計画的避難区
域）

【ICRP】
年間1～20mSvの範囲の
下方部分から、状況に
応じて適切な「参考
レベル※1」を選択。

1mSv

【ICRP】
長期目標は
年間1mSvが
代表的。

【我が国】
長期目標として
年間1mSvを
目指す。

公衆被ばくについて追加
で年間1mSvの「線量
限度」※4を適用する。

帰還困難区域の取扱いに関する考え方

平成28年8月31日
原子力災害対策本部
復興推進会議

1. はじめに

政府は、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（平成23年12月26日原子力災害対策本部）において、放射線量が高い区域を「帰還困難区域」と定義し、将来にわたって居住を制限することを原則とし、立入りを制限してきた。他方、事故後5年5か月が経過し、一部では放射線量が低下していること等を踏まえ、地元から帰還困難区域の取扱いを検討するよう要望を受けている。

また、与党から政府に対し、福島県知事、帰還困難区域を管内にもつ市町村長の意見を聴いた上で、帰還困難区域の取扱いに関する提言が行われている¹。

地元からの要望や、与党の提言を重く受け止め、原子力災害対策本部及び復興推進会議において、帰還困難区域の取扱いに関する基本方針を決定する。

2. 帰還困難区域の取扱いに関する基本的な方針

1. 帰還困難区域のうち、5年を目途に、線量の低下状況も踏まえて避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す「復興拠点」を、各市町村の実情に応じて適切な範囲で設定し、整備する。
2. あわせて、国道6号をはじめ、広域的なネットワークを構成する主要道路（これに接する部分や常磐道の追加インターチェンジを含む）について、安心して通行又は利用できるよう、除染等の整備を行う。
3. 市町村は復興拠点等を整備する計画を、県と協議の上で策定し、国は当該計画を認定する。
4. 整備にあたっては、除染とインフラ整備を一体的かつ効率的に行う。

¹ 「東日本大震災 復興加速化のための第6次提言 ～復興・創生への道筋を明示～」
(平成28年8月24日 自由民主党・公明党)

5. 復興拠点等の整備が概ねできた段階で、当該地区の避難指示を解除する。なお、拠点設定の際、帰還困難区域全体では、安全管理、防犯上の観点から立入規制を継続するが、復興拠点等への立入規制等について必要な見直しを行う。特に、復興拠点等において、事業者等が事業所の再開又は新設を伴う事業を実施できるよう、事業実施の要件の見直しも行う。
6. これを実現するため国は、法制度、予算等を措置する。
7. 帰還困難区域の避難指示解除準備区域又は居住制限区域への見直しは行わない。一方、区域見直しを行わないことにより、風評被害が残って町の復興が遅れることが決してないよう、国は風評対策などを適切に講ずる。
8. 復興拠点等の整備に加え、当初復興拠点を設定しなかった地区(以下「復興拠点外地区」という。)の中長期的な復興に向け、市町村が、帰還困難区域の今後の整備方針等の方向性を定めた全体構想を策定した場合には、国はこれを踏まえ、中長期的な浜通りの復興のための施策につなげるものとする。

なお、市町村は、全体構想を念頭に置きつつ、放射線量の低下状況や当初の復興拠点における復興の進捗等を踏まえ、上記3.の計画を見直すことができるものとする。

さらに、復興拠点外地区であっても、市町村の伝統や文化のシンボルであり人が交流する拠点等を市町村が整備する場合には、国はこれを支援する。
9. 避難指示解除準備区域及び居住制限区域に住民が安心して帰還できるよう、これらの区域の宅地に隣接する部分についても、国は対策を講ずる。

3. 具体化に向けた検討課題

上記の基本的な方針を踏まえた具体化にあたっては、以下の点を中心に、地元の意向を踏まえ、検討を行う。

1. 帰還困難区域の中に復興拠点を設定することが困難な市町村については、ふるさとへの帰還を望む住民の思いを受け止め、地域の実情に応じた支援の在り方について、国は柔軟に検討する。
2. 復興拠点等の整備に当たっては、除染やインフラ整備が確実に行われるよう、国が責任を持って前に進める。この際、限られた期間で集中的に整備を進めることができるよう、国・県及び市町村が連携して、公共事業的

観点からインフラ整備と除染を一体的かつ連動して進める方策を、地元の意向を踏まえつつ検討する。

また、必要に応じて、政府及び関係行政機関の対応能力を市町村に提供し、集中的な整備を迅速かつ効果的に行う。

3. ふるさとへの思いを持ちながら、地元を離れて生活をする方々に対して、中長期にわたるきめ細かい支援を行うため、避難先での生活再建支援の強化を検討する。検討にあたっては、故郷喪失による精神的損害の一括賠償や住居確保損害賠償といった必要な賠償制度等が既に措置され、適切に運用されていることに留意する。
4. 里山再生のモデル事業について、将来的には、復興拠点等整備の進捗等に応じて帰還困難区域で実施することを検討する。

4. おわりに

以上の基本方針に基づき、帰還困難区域の復興事業については、平成29年度のできるだけ早期に着手できるよう、地元と十分に議論しつつ、国は施策の具体化を進めていく。帰還困難区域の取扱いは、福島復興の先行きに関わる重要な課題である。たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、放射線量をはじめ多くの課題があることも踏まえ、可能なところから着実かつ段階的に、政府一丸となって、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいくこととする。

浪江町対策地域内 廃棄物処理業務(減容化処理)

環境省は、浪江町の対策地域内における、災害廃棄物、家屋解体廃棄物、片付けごみ、及び除染廃棄物に関し、焼却炉、仮処理設備及び仮設灰保管施設等で構成される仮設焼却施設を整備し、処理を行います。本施設は、棚田仮置場、請戸仮置場、除染廃棄物仮置場及び業務用地内から処理対象物を運搬し、焼却処理を行い処理が完了したのち解体撤去されます。

施設概要

所在地：福島県双葉郡浪江町大字棚田字向川原地内

事業内容：仮設焼却施設の設計・施工

仮設焼却施設の運営

仮設焼却施設の解体撤去

設計施工：日立建設安藤ハセム神戸製鋼所 特定共同企業体

仮設焼却施設

処理能力：300トン/日

運転方式：連続運転(24時間/日)

焼却炉型式：スターカウル

処理対象物

処理量：可燃物 約163,000トン

対象対象物：災害廃棄物(津波廃棄物、家屋解体廃棄物)

片付けごみ(農薬系片付けごみを含む)

除染廃棄物(収納容器を含む)

可燃性の廃棄物を焼却処理し、減容化を行います。

ごみ処理フローシート

① 前処理 焼却に適した大きさに破碎

テナント内で処理対象物を焼却に適した大きさに破碎し、前処理を行います。

② 焼却処理 ごみを焼却

850℃以上の高温で処理対象物を完全燃焼します。

③ 排ガス処理 放射性物質を除去

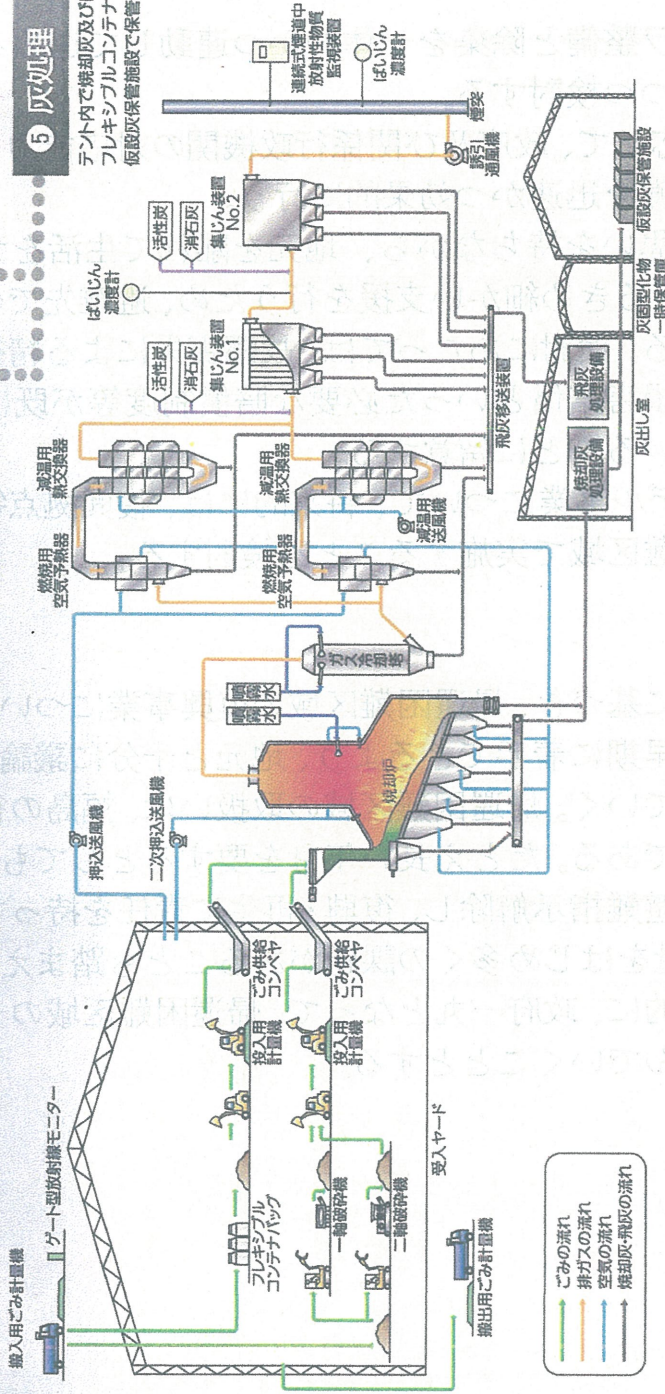
2段設置の集じん装置により、放射性物質を含むばいじんを除去します。

④ 煙突

煙突入口で硫酸酸化物、塩化水素、窒素酸化物、ばいじん、放射性物質を連続監視し、異常がないことを確認します。

⑤ 灰処理

テナント内で焼却灰及びばいじんをフレキシブルコンテナに充填し、仮設灰保管施設で保管します。



中央操作室

コンピュータシステムで、安全に効率よく処理が行われているかチェックしています。



一軸破碎機

運び込まれたごみを焼却に適した大きさに破碎します。



二軸破碎機

運び込まれたごみを焼却に適した大きさに破碎します。



ごみ供給コンベヤ

破碎されたごみを焼却炉へ運びます。



焼却炉

850℃の高温でごみを完全燃焼します。



ガス冷却塔

高温の排ガスに水を噴霧し、排ガス処理に適した温度に冷却します。



集じん装置

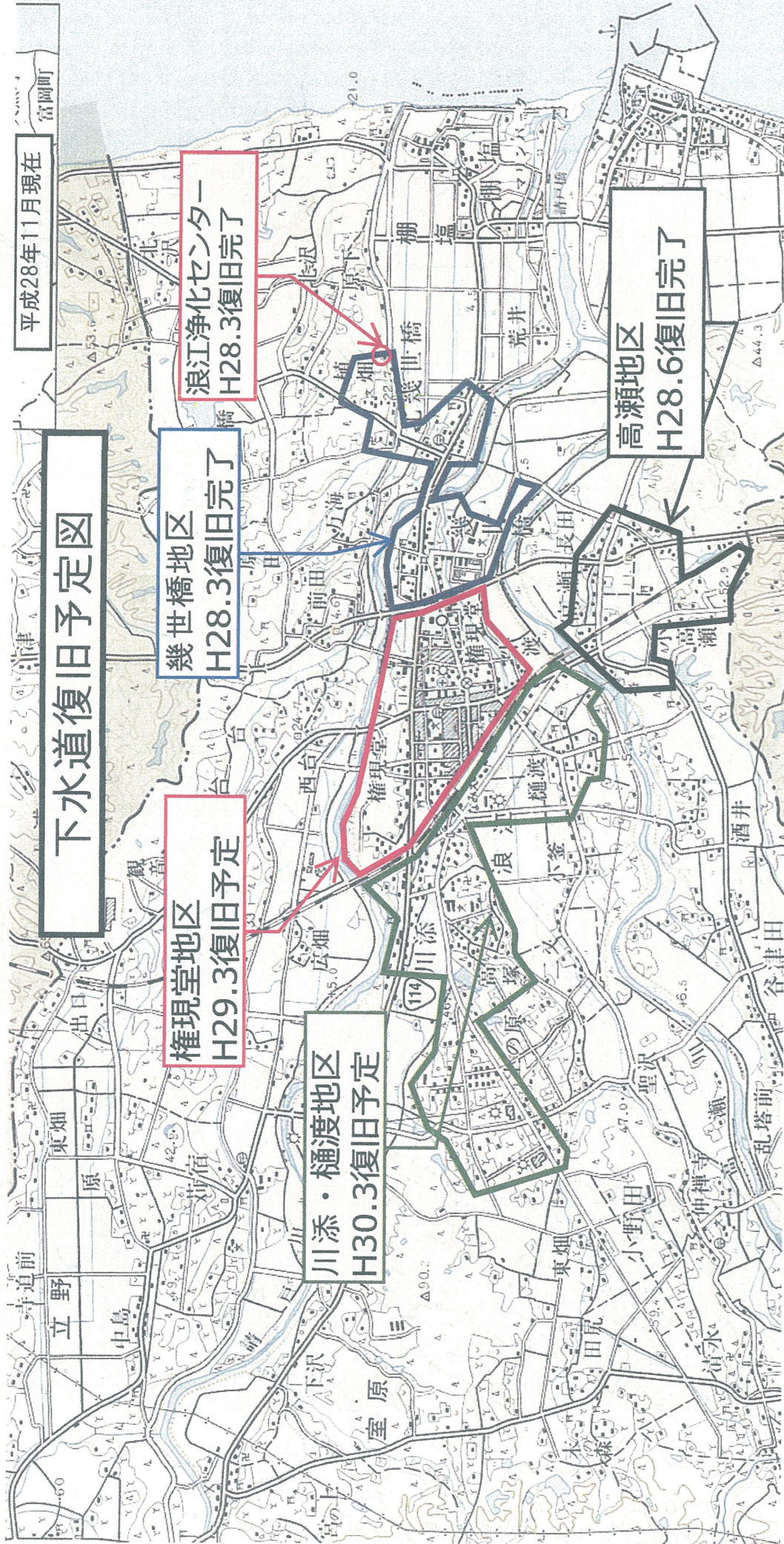
2段階のバグフィルターにより排ガスに含まれる放射性物質を含むばいじんを除去します。



灰処理設備

焼却後の灰を灰出し室内で処理し、フレキシブルコンテナに詰めます。

16の課題 「7 下水道の確実な復旧」 関係資料



2016年3月10日
東日本旅客鉄道株式会社

常磐線の全線運転再開の見通しについて

帰還困難区域を含む常磐線富岡・浪江間については、これまで被災施設の復旧と併せて、国や地元自治体のご支援、ご協力をいただきながら、通行に必要な除染や異常時のお客さまの安全確保対策を完了した後、開通させることを目指し準備を進めて参りました。

今般、除染・復旧工事実施にあたっての課題解決の見通しが立ったことから、2019年度末までの運転再開を目指すこととし、まずは地震により崩壊した第一前田川橋りょうの復旧工事に着手します。

同区間の運転再開をもって、東日本大震災の影響により運転を見合わせていた常磐線が全線で運転を再開することとなります。

1. 常磐線運転再開の見通し



2. 工事概要

バラスト交換、のり面表土除去などの除染及び地震により被害を受けた軌道、盛土・切取等土工設備、橋りょう、電化柱、信号・通信設備、停車場設備などの復旧工事を一体的に施工します。

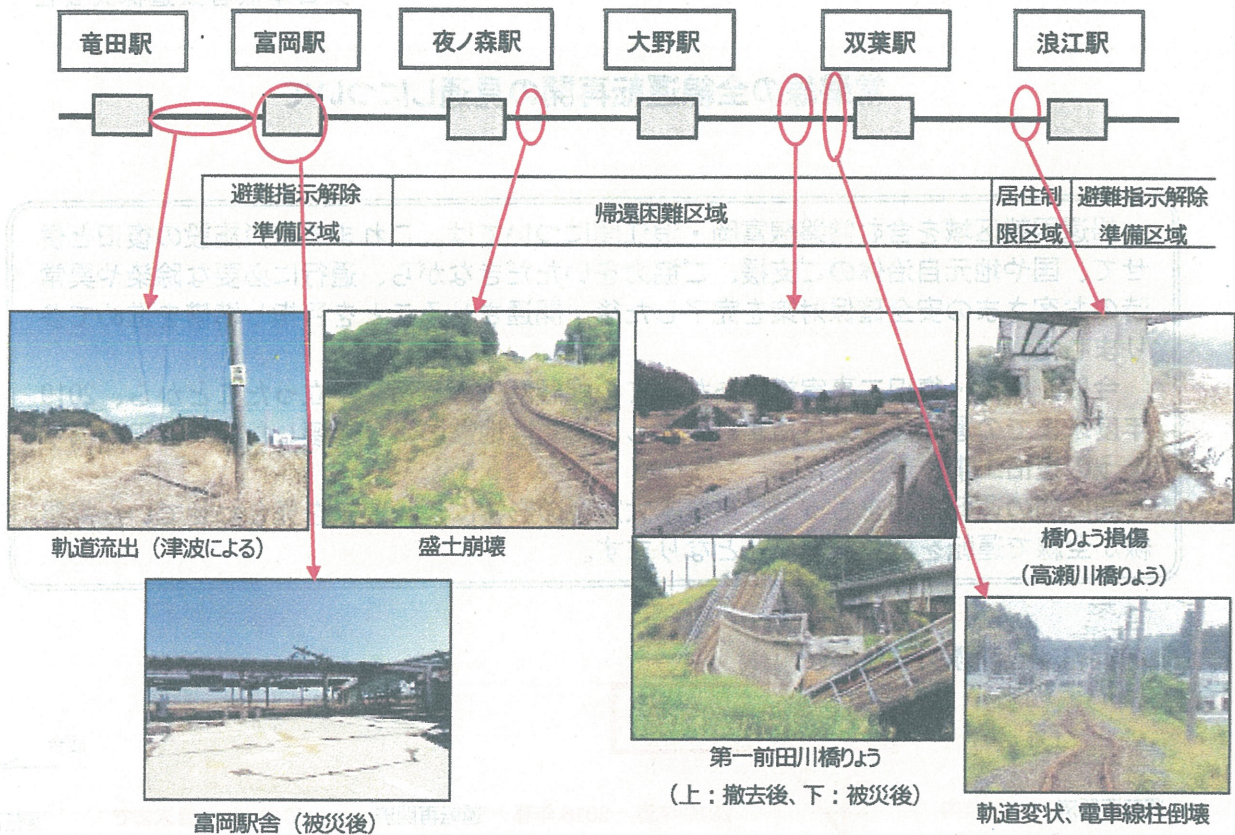
3. 工事着手

2016年3月18日から大野・双葉間の第一前田川橋りょうの復旧工事に着手します。

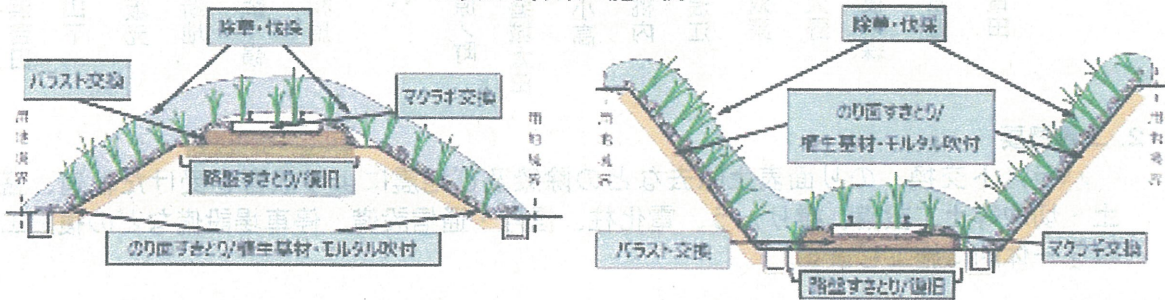
4. その他

具体的な運転再開時期については改めてお知らせします。

●今後工事に着手する竜田・浪江間における除染・復旧工事概要



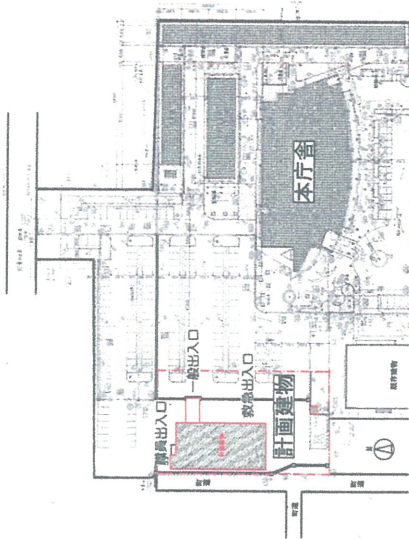
代表的な除染の施工例



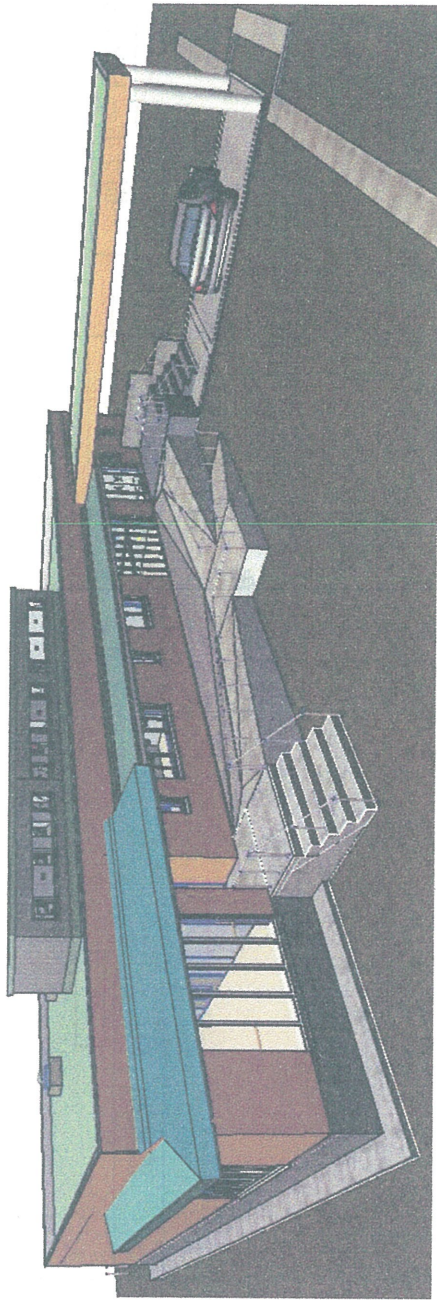
盛土

切取

	除染作業等	復旧工事		
		軌道・土木設備	停車場設備	電力設備・信号通信設備
主な工事	バラスト交換 マクラギ交換 除草・伐採 のり面すきとり 路盤すきとり・復旧 植生基材吹付 モルタル吹付 等	レール復旧 マクラギ復旧 分岐器交換 盛土のり面修繕 橋りょう修繕・復旧 排水設備・伏び修繕 等	ホーム舗装 駅舎・設備修繕 富岡駅舎・乗換えご線橋復旧 等	電車線柱建替・修繕 連動装置取替・改修 軌道回路装置取替・改修 CTC装置改良 踏切保安装置取替 列車無線基地局取替 等

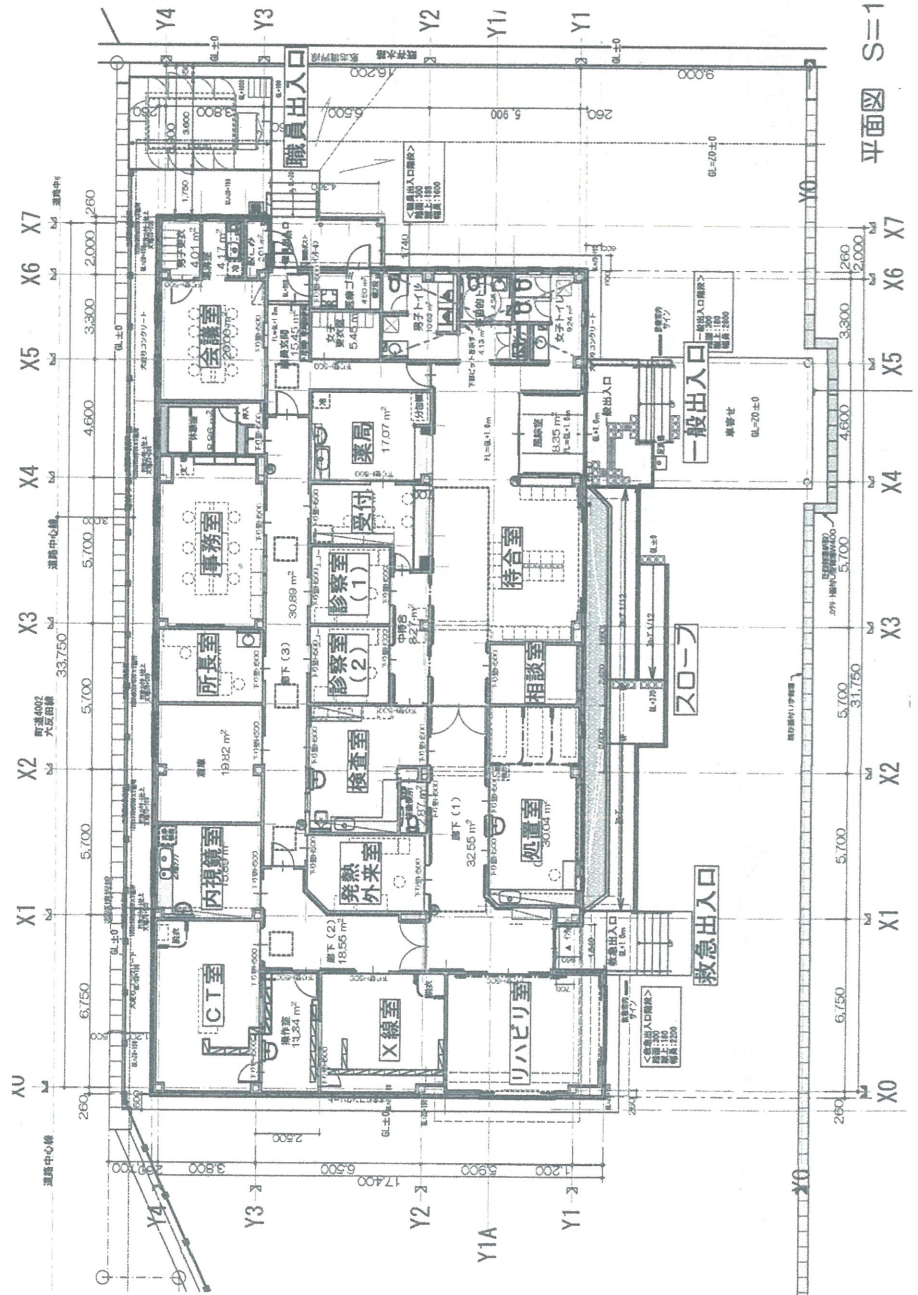


全体配置計画図



外観イメージ図

※外装の色彩は、工事段階で決定します



平面図 S=1/200

工事名称：浪江診療所新築工事
 計画場所：浪江町大字幾世橋字六反田 地内
 構造規模：鉄骨造平屋建て
 床面積：558.35㎡ (168.9坪)

町内での通所介護（デイサービス）及び訪問介護（ホームヘルパー）事業の概要について

浪江町役場介護福祉課

1. 帰還環境整備に関する目標

平成 27 年度に実施された住民意向調査において、帰還意向のある方（世帯代表者）のうち、60 代以上の方の割合が 67% に上っている。また、65 歳以上だけの世帯のうち、23.1% が帰還の意思を示しているなど、高齢の方が多く帰還することが考えられる。このことから、避難指示解除と合わせて、高齢者が安心して帰還でき、帰還後も健康な生活を送ることができる環境を整備する。

2. 事業概要

(1) 通所介護（デイサービス）

町内の既存介護施設「一樹デイサービス」の施設を賃借し、サポートセンターを設置する。また、サポートセンターの運営を、町内の福祉事業所である「NPO 法人 Jin」へ委託する。

① サービス内容

- ・ デイサービス
- ・ 総合相談、生活指導
- ・ 地域交流サロン
- ・ 生活不活発病予防のための活動・健康相談（体操教室、農作業による健康づくりなど）
- ・ 上記に係る送迎

② 定員 26 名

③ 開所時期 平成 29 年 4 月

(2) 訪問介護（ホームヘルパー）

町内の勤労者福祉施設「サンシャイン浪江」の施設を利用し、サポートセンターを設置する。また、サポートセンターの運営を、町内の介護事業所である「浪江町社会福祉協議会」へ委託する。

① サービス内容

- ・ 訪問介護（身体介助、買い物、掃除、調理補助等）
- ・ 総合相談、生活援助

② 利用者見込 20～25 名

③ 開所時期 平成 29 年 4 月

※復興計画等上の位置付け

【浪江町復興まちづくり計画】

Ⅲ 復興まちづくり方針

1 避難指示解除に向けたまちづくり方針（平成 29 年 3 月までに準備するもの）

(6) 生活環境の確保

③ 福祉・高齢者・子育て支援施設

- ・ 既存施設の再開や介護・福祉等の一体型センター拠点の整備により、それらの機能を確保します。

3. 地域の帰還環境整備との関係

町内の環境整備としては、災害公営住宅、仮設商店街、診療所、認定こども園、小中学校などが整備されている。本事業の実施により、これらの事業と一体となって高齢者が安心して生活する環境を整備することができる。また、本事業を実施する施設の所在地は、認定こども園、小中学校、災害公営住宅などの整備地に近接しており、これらの事業と連携した取り組みが期待できる。

町内再開事業者等光熱費等補助金のご案内

町では今年度から新たに「町内再開事業者等光熱費等補助金」を創設しました。

町内で再開した事業所の電気代を補助するものです。

16の課題
「12 事業者再開支援」
関係資料

補助対象者

町内において事業を行っている方または新たに町内で事業を開始した方で町内で事業を始めた方

※他の団体から電気代の補助を受けている方は対象外です。

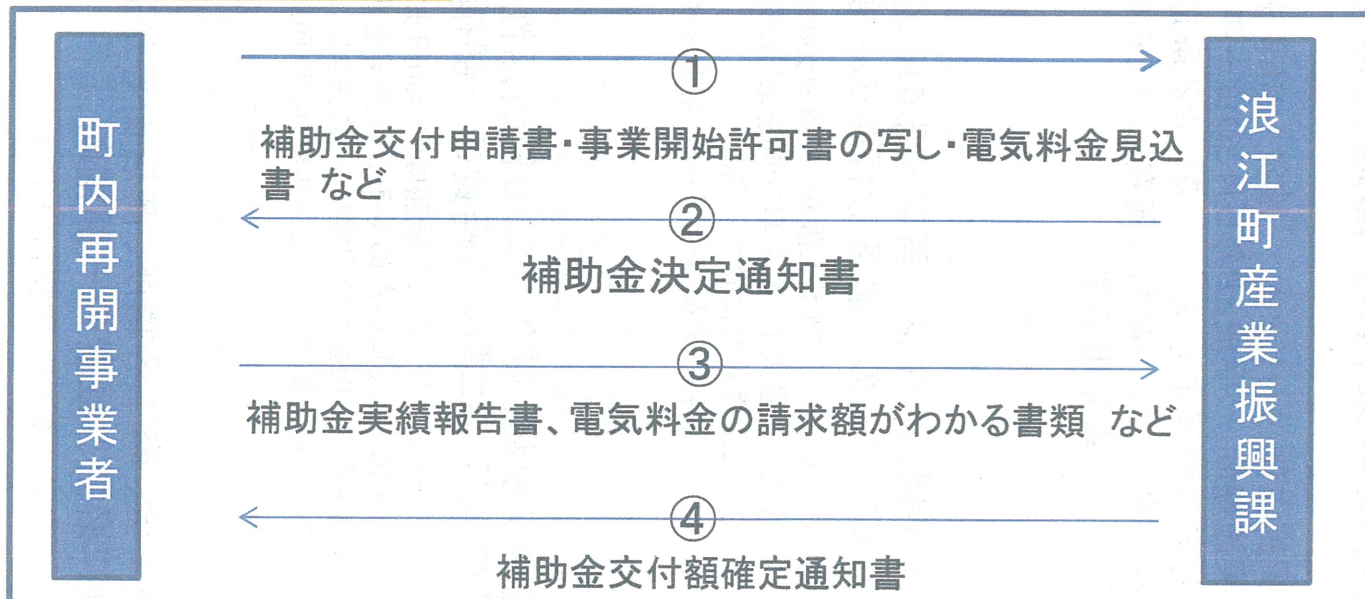
補助金の上限額など

	製造業	その他の業種
平成28年度	1か月あたり50万円	1か月あたり20万円
平成29年度	1か月あたり30万円	1か月あたり15万円
平成30・31年度	1か月あたり20万円	1か月あたり10万円

※ただし、1か月にかかる電気代が2千円を超えかつ年間3万円を超えるもの

補助金申請の流れ

4/1～3/31に請求のあった料金が対象です。



福島県事業再開・帰還促進事業交付金

- 事業実施主体(交付対象者)：被災12市町村(田村市、南相馬市、川俣町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村)
- 事業実施期間：平成28年5月30日～平成33年3月31日までの間で3年間の実施を基本
- 交付対象者の選定方法：公募による選定
- 取扱事業者：12市町村に所在し、12市町村における一般消費者を対象として小売業等の事業者
- 事業期限：単年度事業

①帰還時必要物品等に係る割引実施事業

住民が帰還し生活を再開するのに必要となる品物の一括購入時に、当該商店街の事業者が割引を実施するのに必要な経費の一部補助

- ・住民一人あたり、割引上限額 年間30,000円 (買い物額 10万円・・・自己資金7万円 割引額3万円)
- ・1品あたりで最大で、割引率30%を乗じた額または割引額10,000円の内、低廉な方の額 (33,333円の品物の30%＝約1万円)
- ・住民の生活再建等に資する商品
(NG＝公共料金、商品券・ビール券・切手・印紙など換金性の高い物、たばこ、土地・家賃など不動産費用・事業活動の原材料など)

②プレミアム付事業再開・帰還促進券事業

需要を喚起し被災地域の経済活性化を図ることを目的とするプレミアム付事業再開・帰還促進券の発行等に関する経費の一部補助

- ・住民一人あたり、購入上限額は90,000円まで、券のプレミアム率50% (券9万円・・・自己資金6万円 プレミア分3万円)
- ・同一人物による買い占めや不正転売等を防ぐため、予約申込販売等を推奨、有効期限を設定(毎年度) 有効期限は無効
- ・取扱店のみ、現金との引換NG、釣銭なし。
- ・(NG＝公共料金、商品券・ビール券・切手・印紙など換金性の高い物、たばこ、土地・家賃など不動産費用・事業活動の原材料など)

③集客効果を高めるイベント事業

商工会、商工会議所、商店街等が連携して実施する、集客効果を高めるためのイベント等の実施に必要な経費の一部補助

- ・1イベントあたり、定額400万円まで。

補助制度

3. 福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金

① 制度概要

12市町村において原子力災害によって被災した中小・小規模事業者の皆様の事業・生業の再建を支援し、併せて当該地域における働く場の創出や、買い物をする場などまち機能の早期回復を図るため、事業再開等に要する初期投資費用の一部を補助します。

② 対象事業者

震災時に12市町村で事業を行っていた中小事業者。

③ 要件

- ① 12市町村において事業再開（転業再開を含む）や新規投資、販路開拓等の事業展開投資を行う場合
- ② 震災後休業していた者で、12市町村外（福島県外含む）にて事業再開（転業再開を含む）する場合

※注意事項：交付決定後に契約・発注する事業が対象となります。

④ 支援内容

<補助対象経費>

施設：倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、その他事業再開に不可欠と認められる施設

設備：補助事業者の事業再開の用に供する設備

土地：土地購入費、土地整備費、建物取壊し・撤去費、土地賃借費

新商品・新サービス開発：試作に係る原材料費、技術導入費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費、専門家謝金 等

市場開拓調査：委託費（マーケティング調査費等）

宿舍整備※：宿舍及び備付けの設備にかかる費用、土地購入費

※ ①に該当する事業者のみ

広報費：販路開拓等に要する広報費、展示会出展費用等

<補助率> ①の場合：補助対象経費の 3/4

②の場合：補助対象経費の 1/3

<限度額> 補助対象経費（限度額 1,000 万円）に補助率を乗じた額

ただし、市町村が策定する復興計画等に沿ったものとして、国が別途定める要件を満たすことを、市町村が確認した者については、補助対象経費（限度額 3,000 万円）に補助率を乗じた額

⑤ その他

申請に先立ち、認定経営革新等支援機関による事前確認が必要です。申請には、事前確認を受けた事業再開等に向けた事業計画と認定経営革新等支援機関確認書の添付が必要です。

また、補助対象経費（限度額 3,000 万円）とする場合には、市町村復興計画等確認書が必要となります。

⑥ お申し込み期間

平成28年7月8日（金）～平成28年8月23日（火）まで

⑦ お申し込み・お問い合わせ先

福島県庁 経営金融課

Tel: 024-522-7561

Fax: 024-521-7931

URL: <http://www.pref.fukushima.lg.jp>

E-mail: keieikin-yuu@pref.fukushima.lg.jp

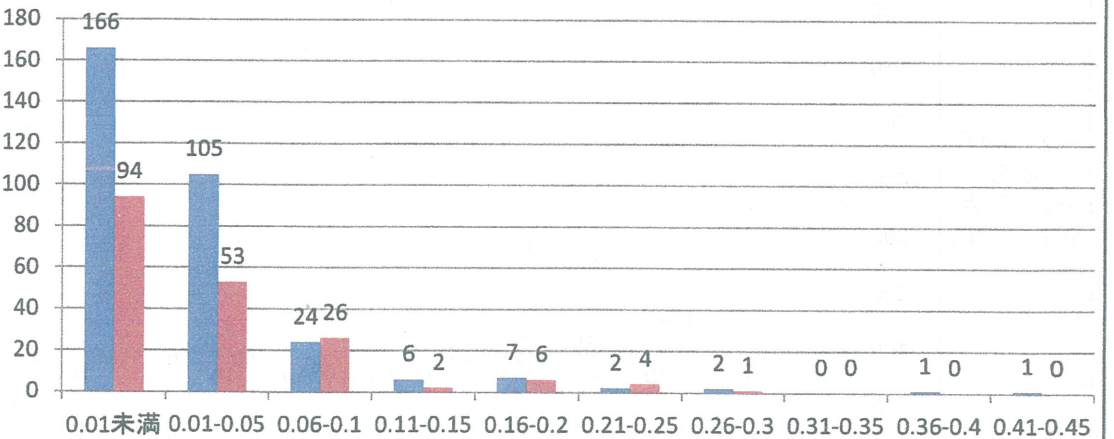
※詳しくは、上記「福島県ホームページ」の「経営金融課」のページをご覧ください。

◆町内での事業開始相談状況

平成28年11月22日 現在

番号	事業所名	事業所所在地	業種	エリア	再開届
1	日化ボード(株)	北幾世橋	製造業(木質セメントボード)	避難指示解除準備区域	H25.7.1
2	(株)叶屋(浪江SS)	権現堂	小売業(ガソリンスタンド)	避難指示解除準備区域	H25.7.1
3	(株)叶屋(セルフなみえ)	川添	小売業(ガソリンスタンド)	居住制限区域	H25.8.5
4	(株)ダイイチ	権現堂	製造業(コンクリート)	避難指示解除準備区域	H26.10.1
5	(株)ニーズ	幾世橋	建設・不動産業	避難指示解除準備区域	H27.7.1
6	朝田木材産業(株)	樋波	製造業・卸売業(製材)	居住制限区域	H27.6.2
7	會津鉄建工業(株)	高瀬	建設業	避難指示解除準備区域	H26.9.25
8	福島総合警備保障(株)	幾世橋	警備業	避難指示解除準備区域	H25.8.1
9	ローソン 浪江町役場前店	幾世橋	小売業(コンビニ)	避難指示解除準備区域	H26.8.27
10	(有)泉田自動車工業所	権現堂	自動車整備業	避難指示解除準備区域	H26.1.29
11	(株)渡辺商店(旧名:梅田商店)	権現堂	小売業(ガソリンスタンド)	避難指示解除準備区域	H26.7.2
12	相双電気(株)	権現堂	電気工事業	避難指示解除準備区域	H26.1.6
13	双葉不動産建設(株)	権現堂	建設業(除染)	避難指示解除準備区域	H26.2.1
14	あおいの鉄工所	高瀬	鋼構造物工事業	避難指示解除準備区域	H26.4.1
15	(株)八研技工	幾世橋	電気工事・配管工事	避難指示解除準備区域	H27.6.25
16	(有)龍美工業	権現堂	建設業(とび・土木工事・除染)	避難指示解除準備区域	H26.3.1
17	(有)龍美工業	幾世橋	建設業(とび・土木工事・除染)	避難指示解除準備区域	H26.3.1
18	東日本農重機流通(株)	幾世橋	重機リース	避難指示解除準備区域	H26.3.17
19	東日本農重機流通(株)	幾世橋	重機リース	避難指示解除準備区域	H26.3.17
20	(株)アップル引越センター福島	幾世橋	運送業	避難指示解除準備区域	H26.3.10
21	(株)アップル引越センター福島	幾世橋	運送業	避難指示解除準備区域	H26.3.10
22	ふたば復興生コン	高瀬	生コン製造	避難指示解除準備区域	H27.11.16
23	常磐菱農(株)	幾世橋	農機具整備	避難指示解除準備区域	H26.4.1
24	浪江町復興事業協同組合	幾世橋	建設業 (住宅・道路・水路等の修繕工事及び除染業務の共同受注)	避難指示解除準備区域	H27.12.18
25	双葉地方広域市町村圏組合北部衛生センター	室原	廃棄物処理	帰還困難区域	H28.4.1
26	あぶくま信用金庫浪江支店	権現堂	金融業	避難指示解除準備区域	H28.7.12
27	職人館	川添	建築業(住宅修繕・リフォーム)	居住制限区域	H28.11.1
28	シグマテック	加倉	廃棄物運搬業	居住制限区域	H28.11.1
29	浪江町商工会	権現堂		避難指示解除準備区域	H28.10.4
30	(有)ワタナベ装商	北幾世橋	内装仕上業	避難指示解除準備区域	H28.10.20
31	有限会社アクツ	権現堂	家電販売・修理	避難指示解除準備区域	H28.11.15
32	ローソンS 浪江まち・なみ・まるしえ店	幾世橋(まち・なみ・まるしえ)	生鮮食品(肉・野菜・果物)・お弁当など	避難指示解除準備区域	H28.10.27
33	リラクア	幾世橋(まち・なみ・まるしえ)	雑貨・飲料など	避難指示解除準備区域	H28.10.27
34	渡辺政雄家具店ホームセンター部	幾世橋(まち・なみ・まるしえ)	金物・ホームセンター用品など	避難指示解除準備区域	H28.10.27
35	ミッセなみえ(浪江町商工会)	幾世橋(まち・なみ・まるしえ)	花・季節商品など	避難指示解除準備区域	H28.10.27
36	キッチン・グランマ	幾世橋(まち・なみ・まるしえ)	定食(家庭料理)・弁当	避難指示解除準備区域	H28.10.27
37	カフェ コスモス	幾世橋(まち・なみ・まるしえ)	喫茶店	避難指示解除準備区域	H28.10.27
38	海鮮和食処 くらさか	幾世橋(まち・なみ・まるしえ)	寿司・和食・定食	避難指示解除準備区域	H28.10.27
39	浪江焼麺太国 アンテナショップ	幾世橋(まち・なみ・まるしえ)	なみえ焼そば・各地のB-1認定商品	避難指示解除準備区域	H28.10.27
40	せんたく じゃぶじゃぶ hope one gro	幾世橋(まち・なみ・まるしえ)	クリーニング取次・コインランドリー	避難指示解除準備区域	H28.10.27
41	ウォッシュユキャンブ浪江	幾世橋(まち・なみ・まるしえ)	コインランドリー	避難指示解除準備区域	H28.10.27

事業名	外部被ばく測定事業(大人)																																							
目的	一時立入時における、外部被ばくの状況を知ること放射線に対する不安を解消し、今後の健康管理を目的とする。																																							
実施	<p>《対象者》</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年3月11日において浪江町の区域内に住所を有した方のうち、測定期間中に高校生以上の方 <p>《測定方法》</p> <ul style="list-style-type: none"> バッジ式個人積算線量計を着用(長瀬ランダウア株式会社製クイクルセルバッジ) <p>《測定期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者(希望者)に年4回(3ヶ月毎)に送付 1回目:平成27年4月1日～平成27年6月30日 2回目:平成27年7月1日～平成27年9月30日 3回目:平成27年10月1日～平成27年12月31日 4回目:平成28年1月1日～平成28年3月31日 <p>※各々の測定期間終了後、ガラスバッジを業者(長瀬ランダウア)に返送された方に、業者から本人に測定結果を送付。 ※町にもデータが届く。</p>																																							
H27年4月からH28年3月までの実績	<p>《実施者数》</p> <p>1回目送付数:11,897名 2回目送付数:11,899名 3回目送付数:11,308名 4回目送付数: 8,324名</p> <p>《測定結果》</p> <p>青:3回目送付数11,308名のうち、返却いただけなかった7,464名のもの 赤:4回目送付数8,324名のうち、返却いただけなかった6,026名のもの</p> <table border="1"> <caption>測定結果の棒グラフデータ</caption> <thead> <tr> <th>線量範囲 (mSv)</th> <th>3回目送付数 (青)</th> <th>4回目送付数 (赤)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0.01未満</td><td>2643</td><td>2407</td></tr> <tr><td>0.01-0.10</td><td>3574</td><td>2871</td></tr> <tr><td>0.11-0.20</td><td>842</td><td>552</td></tr> <tr><td>0.21-0.30</td><td>222</td><td>107</td></tr> <tr><td>0.31-0.40</td><td>68</td><td>35</td></tr> <tr><td>0.41-0.50</td><td>39</td><td>20</td></tr> <tr><td>0.51-0.60</td><td>19</td><td>4</td></tr> <tr><td>0.61-0.70</td><td>10</td><td>5</td></tr> <tr><td>0.71-0.80</td><td>4</td><td>1</td></tr> <tr><td>0.81-0.90</td><td>9</td><td>4</td></tr> <tr><td>0.91-1.00</td><td>4</td><td>2</td></tr> <tr><td>1.01以上</td><td>30</td><td>18</td></tr> </tbody> </table> <p>・1回目～4回目の合計で1.01mSv以上の方は236名 ※以上の方を対象に、使用方法、行動範囲、健康不安の有無等について聞き取り調査を実施</p>	線量範囲 (mSv)	3回目送付数 (青)	4回目送付数 (赤)	0.01未満	2643	2407	0.01-0.10	3574	2871	0.11-0.20	842	552	0.21-0.30	222	107	0.31-0.40	68	35	0.41-0.50	39	20	0.51-0.60	19	4	0.61-0.70	10	5	0.71-0.80	4	1	0.81-0.90	9	4	0.91-1.00	4	2	1.01以上	30	18
線量範囲 (mSv)	3回目送付数 (青)	4回目送付数 (赤)																																						
0.01未満	2643	2407																																						
0.01-0.10	3574	2871																																						
0.11-0.20	842	552																																						
0.21-0.30	222	107																																						
0.31-0.40	68	35																																						
0.41-0.50	39	20																																						
0.51-0.60	19	4																																						
0.61-0.70	10	5																																						
0.71-0.80	4	1																																						
0.81-0.90	9	4																																						
0.91-1.00	4	2																																						
1.01以上	30	18																																						

事業名	<p style="text-align: center;">事業 外部被ばく測定事業(子ども・妊婦) 事業</p>
目的	<p>外部被ばくの状態を知ること、放射線に対する不安を解消し、今後の健康管理を目的とする。</p>
実施	<p> 《対象者》 ・平成23年3月11日において浪江町の区域内に住所を有しており、測定期間中に幼児(震災後生まれた方も含む)、小学生、中学生、妊婦で希望された方。 </p> <p> 《測定方法》 ・バッジ式個人積算線量計を着用(長瀬ランダウア株式会社製クイクルセルバッジ) </p> <p> 《測定期間》 ・対象者(希望者)に年2回(3ヶ月毎)に送付 1回目:平成27年5月18日～平成27年8月17日 2回目:平成27年8月18日～平成27年11月17日 ※各々の測定期間終了後、ガラスバッジを町(健康保険課)に返送された方に、町から本人に測定結果を送付。 </p>
<p>H27年4月からH28年3月までの実績</p>	<p> 《実施者数》 1回目送付数: 幼児:101名 小学生:123名 中学生:93名 妊婦:8名 計325名 2回目送付数: 幼児:68名 小学生:81名 中学生:65名 妊婦:9名 計223名 </p> <p> 《1回目(左)と2回目(右)の測定結果》 </p>  <p> ※測定結果は、1回目送付数325名、2回目送付223名のうち、返却いただき測定した件数。 1回目送付分314名 2回目送付分186名。 ※1回目+2回目×2(年間に換算)で1.01mSv以上の方2名を対象に使用方法、行動範囲、健康不安の有無等について聞き取り調査を実施 </p>

事業名	(職政・よら千) 放射能測定器校正事業 各業事																																							
目的	一時帰宅の際、放射線への不安解消、安心確保のため、平成24年度に配布した放射線測定器(精密博士)の性能を維持することを目的としている。																																							
実施	<p>《対象者》 放射線測定器(精密博士)を配布された方全員 (平成23年3月11日現在で浪江町に住所を有していた全世帯) 配布個数: 7,574器</p> <p>《実施日》 ・随時受付</p> <p>《校正方法》 ①郵送: 業者(株式会社JBジャパン・ブランド)に着払いで郵送。 ※平成28年1月から、着払い用郵送セットの送付を開始。 ②収集: 年に1度各仮設住宅集会所で収集(27年度は7月6日~10日) ③持込: 浪江町役場本庁舎、二本松事務所、各出張所へお持ちいただく。 ※校正後業者から自宅に郵送される。</p> <p>《広報》 ・広報誌、HP、タブレット等</p>																																							
H27年4月からH28年3月までの実績	<p>《校正・修繕 件数》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>校正 (校正)</th> <th>修繕 (修繕)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4月</td><td>157</td><td>3</td></tr> <tr><td>5月</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>6月</td><td>116</td><td>10</td></tr> <tr><td>7月</td><td>926</td><td>65</td></tr> <tr><td>8月</td><td>242</td><td>41</td></tr> <tr><td>9月</td><td>50</td><td>15</td></tr> <tr><td>10月</td><td>48</td><td>15</td></tr> <tr><td>11月</td><td>30</td><td>10</td></tr> <tr><td>12月</td><td>40</td><td>10</td></tr> <tr><td>1月</td><td>36</td><td>5</td></tr> <tr><td>2月</td><td>47</td><td>14</td></tr> <tr><td>3月</td><td>51</td><td>17</td></tr> </tbody> </table> <p>・平成27年度校正済み: 1,604件(2割程度)</p>	月	校正 (校正)	修繕 (修繕)	4月	157	3	5月	1	1	6月	116	10	7月	926	65	8月	242	41	9月	50	15	10月	48	15	11月	30	10	12月	40	10	1月	36	5	2月	47	14	3月	51	17
月	校正 (校正)	修繕 (修繕)																																						
4月	157	3																																						
5月	1	1																																						
6月	116	10																																						
7月	926	65																																						
8月	242	41																																						
9月	50	15																																						
10月	48	15																																						
11月	30	10																																						
12月	40	10																																						
1月	36	5																																						
2月	47	14																																						
3月	51	17																																						

事業名	内部被ばく検査(ホールボディカウンター検査)																																																																																												
目的	町民の長期的な健康管理と、放射線による健康不安の軽減を図る。																																																																																												
実施	<p>《対象者》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全町民(幼児については背筋が伸びた状態で椅子に一人座りができること) <p>《実施日》</p> <table border="1" data-bbox="373 524 1257 678"> <thead> <tr> <th></th> <th>月</th> <th>火</th> <th>水</th> <th>木</th> <th>金</th> <th>土</th> <th>日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9:00 ~ 11:30</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>休</td> </tr> <tr> <td>13:00 ~ 16:00</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>休</td> </tr> </tbody> </table> <p>※年末年始、祝祭日を除く</p> <p>《場所》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設津島診療所内(二本松市油井字長谷堂230番地(安達運動場内)) ・県バス(福島市仮設住宅、相馬市大野台第8仮設住宅、南相馬出張所、いわき交流館等) <p>《広報》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌、HP、タブレット等 ・県内避難者には、受診案内を個別に通知 <p>《その他》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年10月1日から、検査業務を『公益財団法人 原子力安全研究協会』に委託。 ・常時2名体制で実施。(測定・結果説明・放射線による健康相談等) 								月	火	水	木	金	土	日	9:00 ~ 11:30	○	○	○	○	○	○	休	13:00 ~ 16:00	○	○	○	○	○	○	休																																																														
	月	火	水	木	金	土	日																																																																																						
9:00 ~ 11:30	○	○	○	○	○	○	休																																																																																						
13:00 ~ 16:00	○	○	○	○	○	○	休																																																																																						
H27年4月 から H28年3月 までの実績	<p>《実施者数》 (人)</p> <table border="1" data-bbox="331 1234 1401 1559"> <thead> <tr> <th>受診機関</th> <th>～9歳</th> <th>10歳～</th> <th>20歳～</th> <th>30歳～</th> <th>40歳～</th> <th>50歳～</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設津島診療所</td> <td>61</td> <td>97</td> <td>46</td> <td>66</td> <td>82</td> <td>880</td> <td>1232</td> </tr> <tr> <td>福島県(県バス)</td> <td>166</td> <td>82</td> <td>66</td> <td>94</td> <td>146</td> <td>871</td> <td>1425</td> </tr> <tr> <td>ひらた中央クリニック</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>桑折町</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>11</td> <td>91</td> <td>115</td> </tr> <tr> <td>常磐病院</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>235</td> <td>183</td> <td>116</td> <td>169</td> <td>239</td> <td>1847</td> <td>2789</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成27年4月1日～平成28年3月31までの集計</p> <p>《測定結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検出者9名 ・測定者全員、預託実行線量1mSv以下(検出者9名含む) <table border="1" data-bbox="331 1727 1401 1989"> <thead> <tr> <th>検出者 核種</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> <th>F</th> <th>G</th> <th>H</th> <th>I</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セシウム134</td> <td>390Bq</td> <td>180Bq</td> <td>210Bq</td> <td>1100Bq</td> <td>240Bq</td> <td>520Bq</td> <td>700Bq</td> <td>430Bq</td> <td>470Bq</td> </tr> <tr> <td>セシウム137</td> <td>2000Bq</td> <td>1100Bq</td> <td>660Bq</td> <td>未検出</td> <td>460Bq</td> <td>3000Bq</td> <td>4600Bq</td> <td>2700Bq</td> <td>2300Bq</td> </tr> </tbody> </table>							受診機関	～9歳	10歳～	20歳～	30歳～	40歳～	50歳～	計	仮設津島診療所	61	97	46	66	82	880	1232	福島県(県バス)	166	82	66	94	146	871	1425	ひらた中央クリニック	3	1	2	5	0	4	15	桑折町	5	3	1	4	11	91	115	常磐病院	0	0	1	0	0	1	2	計	235	183	116	169	239	1847	2789	検出者 核種	A	B	C	D	E	F	G	H	I	セシウム134	390Bq	180Bq	210Bq	1100Bq	240Bq	520Bq	700Bq	430Bq	470Bq	セシウム137	2000Bq	1100Bq	660Bq	未検出	460Bq	3000Bq	4600Bq	2700Bq	2300Bq
受診機関	～9歳	10歳～	20歳～	30歳～	40歳～	50歳～	計																																																																																						
仮設津島診療所	61	97	46	66	82	880	1232																																																																																						
福島県(県バス)	166	82	66	94	146	871	1425																																																																																						
ひらた中央クリニック	3	1	2	5	0	4	15																																																																																						
桑折町	5	3	1	4	11	91	115																																																																																						
常磐病院	0	0	1	0	0	1	2																																																																																						
計	235	183	116	169	239	1847	2789																																																																																						
検出者 核種	A	B	C	D	E	F	G	H	I																																																																																				
セシウム134	390Bq	180Bq	210Bq	1100Bq	240Bq	520Bq	700Bq	430Bq	470Bq																																																																																				
セシウム137	2000Bq	1100Bq	660Bq	未検出	460Bq	3000Bq	4600Bq	2700Bq	2300Bq																																																																																				

事業名

甲状腺検査

目的

震災時40歳以下の全町民の長期的な健康管理と、放射線による健康不安の軽減を図る。

実施

《対象者》

- ・震災時40歳以下の全町民 ※福島県実施の県民健康調査を基本としている。
- ・震災時18歳以下: 県民健康調査は、20歳に達するまでは2年に1度、20歳以降は5年に1度の実施になるため、その間の年度を町で実施している。
- ・震災時19歳以上40歳以下: 1回に限り町が実施している。

《実施日》

- ・受診する医療機関による。

《場所》

- ・仮設津島診療所内 (二本松市油井字長谷堂230番地)
- ・全日本民主医療機関連合会所属の医療機関(全国110箇所) ※別添リスト参照
- ・ひらた中央クリニック

《広報》

- ・広報誌、HP、タブレット。

《福島県県民健康調査結果》(平成28年6月6日 福島県県民健康管理検討委員会資料)

【一次検査】(震災時の年齢)

県民健康調査	0~5歳	6~10歳	11~15歳	16~18歳	19歳~	受診者計	うち県外	備考
福島県(本格検査) H26年度実施対象者3,772人	654	722	757	367		2,500	717	H26年度から 受診率66.3%

【一次検査確定結果】 (県:H28.3.31現在※進捗98.8%)

A1	A2	B	C	確定数	未確定数
1,012	1,432	27	0	2,471	29

H27年4月
から
H28年3月
までの実績

【二次検査確定結果】

対象者	二次検査受診者数				結果確定	二次検査受診者数			
	受診者計	0~5歳 (2~7歳)	6~10歳 (8~12歳)	11~15歳 (13~18歳)		16~18歳 (18~22歳)	A1	A2	通常診察
27	22	0	2	9	11	22	0	2	20

《町実施》(H27.4.1~H28.3.31まで集計) ※下表の()は受診者数のうち県民健康調査対象者

受診医療機関	受診者数	A1	A2	B	C	データ提供無し
津島仮設診療所	53(41)	31(24)	22(17)	0	0	0
ひらた中央クリニック	7(3)	1(1)	4(2)	1	0	1
全日本民主医療連合会	32(12)	9(2)	23(10)	0	0	0
計	92(56)	41(27)	49(29)	1	0	1

事業名	初期待被ばく検査(染色体検査)												
目的	血液中のリンパ球という細胞における染色体異常を調べて、内部被ばくと外部被ばくを併せた身体全体の被ばく線量を推計することによって、子供たちの放射線被ばくに関する安心と安全を確証することを目的とする。												
実施	<p> 《対象者》 ・平成23年3月11日現在で浪江町に住所を有し、平成5年3月11日～平成23年3月11日までに生まれた方。(検査申込者:861名・検査実施者:765名・結果通知済者762名) </p> <p> 《実施日》 ・平成25年1月29日～平成25年8月29日まで採血 </p> <p> 《調査実施機関》 ・弘前大学被ばく医療総合研究所 ・弘前大学大学院保健学研究科(健康支援科学領域、医療生命科学領域) ・浪江町国民健康保険仮設津島診療所 </p> <table border="1" data-bbox="341 1070 874 1272"> <tr> <td>検査申込者</td> <td>861名</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>検査実施者</td> <td>765名</td> <td>88.85% (申込者に対する割合)</td> </tr> <tr> <td>検査報告済</td> <td>762名</td> <td>99.60% (検査実施者に対する割合)</td> </tr> <tr> <td>検査不可能</td> <td>3名</td> <td>0.40% (検査実施者に対する割合)</td> </tr> </table>	検査申込者	861名	—	検査実施者	765名	88.85% (申込者に対する割合)	検査報告済	762名	99.60% (検査実施者に対する割合)	検査不可能	3名	0.40% (検査実施者に対する割合)
検査申込者	861名	—											
検査実施者	765名	88.85% (申込者に対する割合)											
検査報告済	762名	99.60% (検査実施者に対する割合)											
検査不可能	3名	0.40% (検査実施者に対する割合)											
H27年4月からH28年3月までの実績	<p> 《検査結果送付済み》 ・765人(100%)に通知済(平成28年7月31日現在) ・現在は基準値(受検者平均値)と比較して高数値者31名に対し再検査勧奨の通知を送付済 ・(平成28年7月31日現在) </p> <p> 《判定》 ・結果通知者全員、染色体変化は自然発生頻度の範囲であり、過剰な被ばくによる影響認められていない。 </p>												

事業名	(査) 健康管理手帳(放射線健康管理手帳)の交付 事業
目的	町民自身の健康管理、健康保持に活用していただくことを目的とする。
実施	<p>《対象者》</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年3月11日において浪江町に住所を有していた者、及びその者の胎児であった方。 <p>《配布人数》</p> <ul style="list-style-type: none"> 21,212名 (震災時の住基人口:21,314名) <p>《配布時期》</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年8月より各世帯に郵送。23,000部作成。 <p>《説明会》</p> <p>平成24年11月～平成25年1月</p> <p>健康手帳配布にあたり、応急仮設住宅集会所(福島市・二本松市・本宮市)にて、手帳の活用の仕方と放射線の正しい知識について福島県立医科大学県民健康管理センターのと共に開催。また、総合健診会場においても開催した。</p>
H27年4月からH28年3月までの実績	<p>《現在》</p> <ul style="list-style-type: none"> 再交付:41名(手帳の更新、紛失、届いていなかった方) 新規交付:5名(出生、婚姻によるもの) ※平成27年4月1日～平成28年3月31日まで <p>《手帳活用》</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部被ばく検査(WBC)や甲状腺検査等を受診後にご自身で記録。 町で実施しているホールボディカウンター受診の際に持参して頂ければ町で更新している。

事業名	<p style="text-align: center;">リスクコミュニケーション事業</p>
目的	放射線による健康不安の軽減、及び放射線について相互理解の促進を図る。
実施	<p>《対象者》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全町民 ・県外の復興支援員等 <p>《内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線に対する不安や疑問等についての話し合い相互理解を深める。 ・弘前大学浪江町復興支援室(2名常勤)が中心となり実施。 ・状況により、専門家(弘前大学の先生)に回答を依頼。 <p>《実施方法》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話や自宅訪問による個別対応。 ・少人数(5名程度)による座談会。
H27年4月 ～H28年3月 までの実績	<p>①バッジ式線量計による外部被ばく測定結果が高い方を対象に聞き取り調査</p> <p>【聞き取り内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バッジ式線量計の使用方法(保管場所や着用時の行動)について ・放射線による健康不安について ・放射線に対する疑問等 <p>【結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定結果が高い原因の多くは、浪江の自宅に線量計を置いていたこと。 ・比較的線量の高い地域(避難指示中の市町村内)で仕事をされていたこと。 <p>②バッジ式線量計を長期間返却されない方に返却しない理由等の聞き取り調査</p> <p>【返却しない理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用していないため。 ※一時帰宅をしていない。 ・忘れていた。 ※バッジ式線量計そのものに関心がない。 ・配布されているバッジ式線量計に対する不信感。 <p>③外部被ばく測定結果についての『おしゃべり会』を開催。</p> <p>【実施場所】本宮市、二本松市の仮設住宅集会所(小田部・石上第一・杉田農村)</p> <p>【参加者】仮設住宅入居者(5名程度)、支援室(2名)、弘前大学(3名)、町職員。</p> <p>④内部被ばく検査結果について専門家による個別相談。</p> <p>【実施場所】内部被ばく測定(WBC)会場 (仮設津島診療所)</p> <p>【実施】内部被ばく検査後の結果説明時に実施。</p> <p>～リスクコミュニケーションの結果～</p> <p>過度に神経質になっている方、単位が分からないなど放射線に関しての理解が不足していた。また、役場の窓口や電話での問い合わせが少ないので不安も少ないと思っていたが実際に話をすると不安を感じる方が多いので、事業継続が必要。</p>

事業名	放射線相談員事業	
目的	特例宿泊や準備宿泊、町内で労働する町民に対して小型、軽量線量計(Dシャトル)の貸し出し業務やその結果の説明等、町民からの放射線に関する健康不安や疑問などに対して専門知識を有する職員が窓口対応する事業	
実施	<p> ＜放射線相談員＞ 平成28年9月1日より原子力安全研究協会より浪江町への出向という形で有資格者(第1種放射線取扱主任者)1名を浪江本庁帰町準備室内に配置 </p> <p> ＜実施日＞ 職員同様、平日8時30分～17時15分まで勤務 </p> <p> ＜業務内容＞ ①線量計の窓口での配布、使用説明、回収、データの出力と説明 ②放射線に関する相談窓口 ③個別訪問による放射線に関するリスクコミュニケーション ④放射線に関する講習会等の開催 ⑤放射線に関するリスクコミュニケーションの情報整理及び情報発信 </p> <p> ＜広報＞ ・広報誌、HP、タブレット等 </p>	
H27年4月から H28年3月 までの実績	<p> ＜対応 件数＞ </p> <p> ・平成27年度校正済み:1,604件(2割程度) </p>	

平成28年度事業状況(9月までの状況)

【放射線相談員事業】

【業務員臨時雇増員】

・平成28年9月1日より原子力安全研究協会より出向で1名配置(第1種放射線取扱主任者)

【相談員の役割】

- ①線量計の窓口での配布、使用説明、回収、データの出力と説明
- ②放射線に関する相談窓口
- ③個別訪問による放射線に関するリスクコミュニケーション
- ④放射線に関する講習会等の開催
- ⑤放射線に関するリスクコミュニケーションの情報整理及び情報発信

【内部被ばく検査】

【査察>お茶稽内】

・WBC車載型バス(県保有)を9月より平成29年3月までの間、第2・4金曜日配置

・平成29年4月以降も継続して要望中

【外部被ばく検査】

【査察>お茶稽外】

・小型・軽量積算線量計(Dシャトル)を本体2000台、表示器1000台、管理機2台購入

・8月5日より農地保全業務に携わる復興組合の希望者に対して貸し出し開始

・特例宿泊者等に対して滞在期間中貸し出し、測定結果を送付するが、行動記録を記入していた方については、放射線専門家のコメントつきで送付。さらに、Dシャトル測定結果等説明会を

開催して弘前大学教授等に直接質問できる機会を設ける。(9月は17日・24日本庁大会議室で開催)

・特例宿泊時のデータ読取を、9月の毎週金曜日に相談員支援センター職員の協力をいただき実施

平成28年度事業状況(新規・追加)

【放射線相談員事業】

【事業員増員継続中】

・平成28年9月1日より1名配置(第1種放射線取扱主任者)

【相談員の役割】

- ①線量計の窓口での配布、使用説明、回収、データの出力と説明
- ②放射線に関する相談窓口
- ③個別訪問による放射線に関するリスクコミュニケーション
- ④放射線に関する講習会等の開催
- ⑤放射線に関するリスクコミュニケーションの情報整理及び情報発信

【内部被ばく検査】

【査針>お待たせ中】

・WBC車載型バス(県保有)を9月より平成29年3月までの間、第2・4金曜日配置

・平成29年4月以降も継続要望中

【外部被ばく検査】

【査針>お待たせ中】

・小型・軽量積算線量計(Dシャトル)を本体3000台、表示器700台、管理機2台購入予定

・特例宿泊者等に対して滞在期間中貸し出し、測定結果を送付するが、行動記録を記入していた方については、放射線専門家のコメントつきで送付。さらに、Dシャトルに関する疑問等は相談会を開催して放射線専門家に直接質問できる機会を設ける。(準備宿泊者も対象)

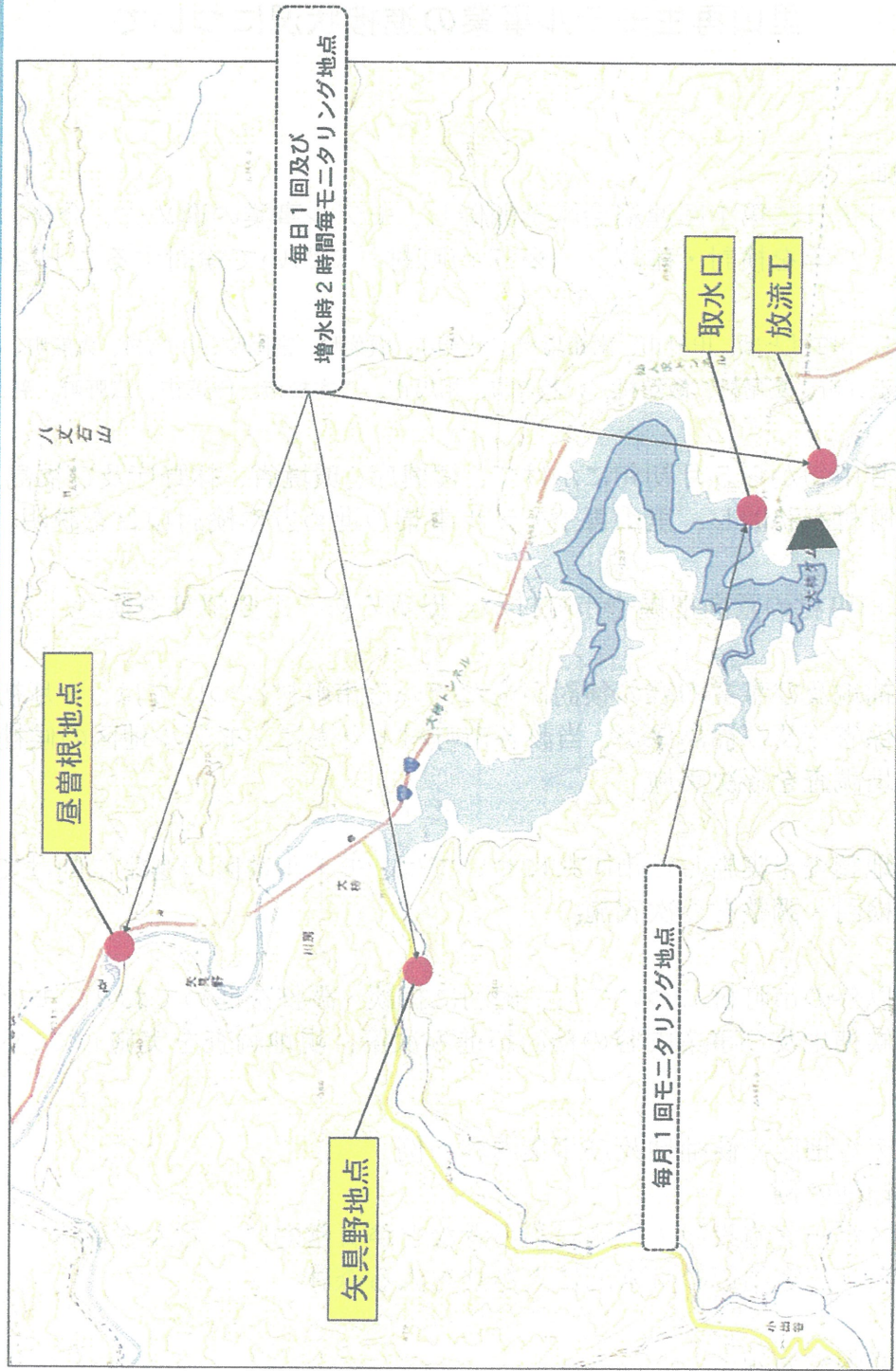
・平成28年11月からの準備宿泊期間中に個別訪問してデータ読み取り及び説明を行う予定(2班体制)

・平成28年10月～平成29年3月まで全10回のDシャトル測定結果等説明会を開催予定

・相談員支援センターの協力を得て測定データの読取会も実施(毎月2回)

2. 水質の調査

貯水池の水質のほか、流域からの流入水、貯水池からの流出水の汚染状況を明らかにするため、流入河川2地点、取水口地点、放流工地点で調査を実施。



(凡例)

- FWL 170.0の湛水範囲 (現況)
- WL 140.0の湛水範囲
- 水質モニタリング位置

里山再生モデル事業の進捗状況について

(1) 検討状況

- ① 4月7日に第1回連絡会議を開催し、モデル事業の進め方、今後のスケジュール等を検討・確認。 ※17市町村^注において検討することを確認

注：17市町村とは、田村市、南相馬市、川俣町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村、いわき市、相馬市、二本松市、伊達市、広野町、新地町

- ② 4月中旬から5月初旬にかけて、復興庁、環境省、林野庁及び福島県が17市町村を訪問し、里山再生モデル事業の進め方や検討項目を説明。
- ③ 17市町村の意向把握や市町村から提示のあった要望等を検討。
- ④ 候補地及び事業内容の検討が進んでいる市町村については、6月初旬から、関係省庁及び福島県が、当該各市町村とともに、モデル地区の候補地への現地調査を逐次実施。
- ⑤ 現地調査を実施した市町村については、モデル地区の選定に向けて、更なる検討・調整を逐次実施。
- ⑥ ⑤以外の市町村についても、個別に相談・調整を進めており、モデル地区の候補地及び事業内容の検討が進み次第、現地調査を実施していく予定。

(2) モデル地区の候補地及び事業内容の例

① 候補地の例

- ・ スポーツ施設周辺の施設利用者などが日常的に立ち入る森林
- ・ 公営住宅周辺の日常的に人が立ち入る森林

② 事業内容の例

- ・ 歩道及び歩道周囲の堆積物除去
- ・ 間伐等の森林整備
- ・ 線量マップの作成

里山再生モデル事業の今後の進め方（案）

平成 28 年 8 月上旬～中旬 目途 事業計画（案）策定

- ・ 検討が進んでいる市町村について、候補地、事業内容及びスケジュールを調整し、事業計画（案）を策定

※ その他の市町村についても、引き続き相談・調整し、各モデル地区の候補地における事業内容等を検討

平成 28 年 8 月下旬 目途 モデル地区の選定

- ・ 事業計画について調整が終了した市町村について、モデル地区を選定。事業着手に向けた準備を開始

平成 28 年 9 月以降 目途 モデル地区の追加選定

- ・ モデル地区を未選定の市町村について、モデル地区の事業計画の調整が終了したところからモデル地区を追加選定し、事業着手に向けた準備を開始

平成 29 年 3 月 目途 28 年度の進捗状況の取りまとめ

- ・ 各モデル地区における平成 28 年度の進捗状況を取りまとめる

里山再生モデル事業 イメージ

地域の要望を踏まえ選定したモデル地区において、里山再生を進めるための取組を総合的に推進し、その成果を、的確な対策の実施に反映。

